

平成30年度

# 日身連要望事項回答文書

(平成30年7月)

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

## 日身連要望事項に対する文書回答について

各ブロックからご要望いただいた要望事項につきまして、「平成30年度日身連要望事項」として、与党関係議員を介して国へ提出し、この度、関係府省庁から文書での回答をいただくことができましたので、ここに冊子に取りまとめ、ご報告いたします。

各加盟団体の皆さまの団体活動の一助として、ご活用いただければ、誠に幸甚に存じます。

平成30年7月

社会福祉法人

日本身体障害者団体連合会

会 長 阿部 一彦

## 目次

### 平成30年度日身連要望事項

厚生労働省 .....	P 3
内閣府.....	P17
内閣官房.....	P25
国土交通省 .....	P27
文部科学省 .....	P33
警察庁.....	P37

# 厚生労働省

1. オストメイトは外見から障害者であることが分かりづらいことから差別的な行為を受ける実態があることから、障害及び障害者に対する理解が促進されるよう、国や地方公共団体で障害者差別解消法を進めるにあたっては、オストメイトの具体的な差別や合理的配慮の事例を積み重ねた検討を行っていただきたい。

(再掲：内閣府－1.⑤)

(回答)

1. 厚生労働省では、外見からはわかりにくい障害を含め障害への正しい理解の普及促進が重要であるため、自治体が行う地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための取組や障害に関するマークの普及等を行う取組に対し、財政支援を行っています。
2. また、障害者差別解消法に基づき、各主務大臣は所管する事業者向けに基本指針を作成することになっております。厚生労働省においては、所管する事業分野別に基本指針（ガイドライン）を作成し、これを活用して障害者支援施設等が差別解消法の趣旨を適切に理解し、正しく合理的配慮を行っていただけるよう、周知に努めているところです。なお、ガイドラインでは、オストメイトに関して、「トイレや浴室のバリアフリー化・オストメイト対応にすること」を、合理的配慮を的確に行うための環境の整備の例として明記しております。  
また、毎年開催される全国厚生労働関係部局長会議においても、内閣府が作成した「合理的配慮の提供事例集」の中から合理的配慮の事例を紹介し、合理的配慮の周知に努めております。  
厚生労働省としましても、今後とも合理的配慮の提供がなされるよう、普及・啓発に努めてまいります。

(障害保健福祉部企画課／障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

2. 障害理解を深める心のバリアフリーの学習については、幼児期からの教育が重要であることから、学習カリキュラムの作成に障害者団体が関わったり、また、直接、学習指導に関わっている教職員を対象に含めた障害理解の学習を行う等の取組を行う等といった心のバリアフリー学習の充実強化を行っていただきたい。

(再掲：文科省－1.)

(回答)

1. 文部科学省及び厚生労働省が中心となり設置した「心のバリアフリー学習推進会議」において、学校における取組と地域生活支援事業等の連携が重要である旨提

言があったことを受け、平成30年2月、両省から自治体の教育及び障害福祉担当部局あてに連携を進めるようそれぞれ周知を行ったところです。

- 厚生労働省としては、地域の人々が障害のある方等を理解し、心のバリアフリーを浸透させるための取組を推進できるよう、自治体に対し財政支援を行うとともに、取組の促進のために主幹課長会議等の場で自治体の取組事例の周知・啓発を行っています。

(障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

- 手話は言語であることが障害者基本法で規定されて以降、現在、手話言語条例の制定が全国的な広がりをみせており、聴覚障害者等に対する情報アクセシビリティと意思疎通の保障が図られるためにも、手話言語法を制定していただきたい。

(再掲：内閣府-4.、文科省-2.)

(回答)

- 「手話言語法」の制定については、障害福祉施策のみならず、教育や司法手続、政治参加、放送など、幅広い施策において手話を習得した職員の配置を求める等、施策の総合的な推進を図ることを目的とするものと承知しております。
- 厚生労働省では、障害者総合支援法に基づき、手話通訳等の「意思疎通支援を行う者の養成、派遣、設置」を地域生活支援事業の都道府県と市町村の必須事業として位置づけ、意思疎通支援の充実を図っております。
- 引き続き、関係者の皆様の御意見を伺いつつ、聴覚に障害のある方に対する意思疎通支援や情報保障の充実に努めてまいります。

(障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

- 防災減災対策については、過去の大規模災害の教訓をもとに、地域の状況を踏まえて検討することが肝要であることから、災害時に安全に避難できる体制整備(民生児童委員と身体障害者相談員が連携できる仕組等含め)を構築していただきたい。

(回答)

- 障害者総合支援法においては、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情

に応じた体制の整備について協議を行うことを目的とし、障害者等への支援を行う関係機関や関係団体等により構成された協議会を地方公共団体が設置するよう努めなければならないこととなっています。

2. 協議会においては、民生委員や身体障害者相談員も多くの自治体で構成員として参画しており、また災害時における障害者等の安全確保の方策等について、協議会で検討している自治体もありますので、厚生労働省としても、このような取組を研修等の機会を通じて今後周知してまいりたいと考えています。

(障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>5. 地方部では公共交通機関が発達していないことから、ガイドヘルパーが車を運転して移動する事例も少なくないことから、同行援護事業所のガイドヘルパーが車による視覚障害者の移動を支援できる制度を創設していただきたい。</li></ol> |
|--|

(回答)

1. 同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に当該障害者に同行し、
  - ・移動に必要な情報の提供
  - ・移動の援護、排せつ及び食事等の介護
  - ・その他外出時に必要な援助を行うものです。
2. この同行援護について、ガイドヘルパーが運転をしている間は、利用者への介助等を行えないため、こうした時間を報酬の算定対象とすることは困難と考えています。
3. なお、自動車を停車又は駐車した上で介助等を提供する時間は、報酬の算定対象とすることができます。

(障害保健福祉部障害福祉課)

6. 身体障害者相談員制度については、本来、当事者によるピアサポートであり、在宅障害者の社会参加を推進するうえで大きな役割を果たしています。また、中途障害者が増加している状況の中で、障害者を理解・受容し、社会参加を進めるうえで、障害当事者の相談員活動の意義はますます重要になると考えます。

7. 地域間格差なく、障害当事者の目線に立った障害者の社会参加の一層の推進が図られるよう、相談支援事業所等と身体障害者相談員の連携を含め、身体障害者相談員制度の普及充実に向けた活動をより一層推進されるよう要望します。また、あわせて、相談員には身体障害当事者に委嘱することを原則とし、相談活動に必要な経費予算確保と、障害者手帳交付者名簿の共有によって、相談活動が円滑に行えるようにしていただきたい。

(回答)

1. 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行う身体障害者相談員を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができることとされており、このことに係る財源は交付税により措置されています。
2. 来年度も継続して事業を実施できるよう、総務省に交付税要求を行ってまいります。
3. なお、身体障害者相談員の相談対応能力の向上や関係機関等との連携を強化することを目的に、各都道府県が地域生活支援事業により研修を開催しているところであり、厚生労働省としても引き続き、都道府県の取組を支援してまいりたいと考えております。

(障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)

8. 本人の希望や能力をいかした就労支援の促進と、中高年層の障害者への対応(配慮)を含めた障害特性に応じた職場環境の整備を図っていただきたい。

(回答)

1. 御指摘の、体力が徐々に低減する中高年齢層の障害者を含め、障害者の希望や能力、障害特性に応じた働き方を実現することは、大変重要と考えています。
2. そのため、障害者の就職及び職場定着の支援として、



- ① ハローワークや地域の関係機関の連携による、就職から職場定着までの一貫した「チーム支援」
- ② 職場に専門のスタッフが出向き、障害者や事業主に具体的な助言・指導を行うジョブコーチ支援等の取組を実施しています。

3. さらに今年度からは、

- ・ 障害者を全く雇用していない「障害者雇用ゼロ企業」等に対して、アウトリーチ型の相談支援を重点的に実施するほか、
  - ・ 事業主が障害者の特性に配慮した措置等を行った場合に支給する助成金について、新たに、中高年齢障害者を職場で継続的に雇用するための職務の開発や職場環境の整備を行った場合も支給対象とするなど、
- 引き続き、障害者本人の希望や能力を活かした就労支援の促進に努めてまいります。

(職業安定局障害者雇用対策課)

9. 65歳以上になった場合や特定疾病を有する40歳以上の場合等の介護保険が優先される年齢になっても、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有の同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等については当該障害福祉サービスを利用できるとされているが、その趣旨が十分に伝わっていない場合がみられる。そのようなことのないように、行政担当部署や居宅介護支援事業者などに十分に周知していただきたい。

(回答)

1. 御指摘のとおり、介護保険サービスに相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスについては、65歳以降も引き続き利用することが可能である旨通知等でお示ししていますが、今後とも当該内容の周知徹底に努めてまいります。

(障害保健福祉部障害福祉課)

10. 重度障害者が安心して医療を受けられるよう、重度障害者医療費助成制度については、現物給付方式（窓口無料化）を実施する地方自治体に対する国の4分の1のペナルティーをなくすとともに、償還払いから現物給付としていただきたい。

(回答)

1. 国保の減額調整措置は、地方単独事業による医療費助成によって窓口負担が減額される場合、一般的に医療費が増加するため、限られた財源の公平な配分や国保財政に与える影響等の観点から、増加した医療費分の公費負担を減額調整しているものであり、ご理解いただきたいと思えます。
2. なお、「重度障害者医療費助成制度」は、重度障害者が健康で安心した日常生活を送るため、福祉的な措置として、風邪等の一般的な治療も含めた医療費の自己負担分に対して、各地方自治体が独自に助成を行っているものであると承知しています。
3. このため、「重度障害者医療費助成制度」の窓口負担の取扱いにつきましては、実施主体である各地方自治体の実情に基づいて決定されるものと考えております。  
(保険局国民健康保険課／障害保健福祉部精神・障害保健課)

11. 補装具は、技術進歩により、毎年よりよい製品が厚生労働省で認可されているが、高額なため申請者が必要としても、希望通りの製品ではなく、安価な製品しか認定されない実態がある。日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために必要不可欠のものであることから、本人が必要とする補装具が給付されるよう、公費負担の割合の見直し等も含め、検討いただきたい。

(回答)

1. 補装具費支給制度は、障害者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能率の向上を図ること等を目的に、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具である補装具の購入等に要する費用を支給する制度です。
2. 補装具費は、市町村が医師や身体障害者更生相談所等の意見を聞いた上で、障害者の身体状況等を総合的に勘案して、支給決定しているため、決定内容によっては、ご本人が希望した補装具が支給されないこともあります。
3. また、利用者負担については、
  - ① 平成22年4月からは低所得者の障害者等の利用負担を無料
  - ② 障害福祉サービス等と補装具の利用者負担を合算し、負担を軽減する仕組みを導入している。

など行うことにより、緩和しています。

4. 今後とも、障害をお持ちの方が、その障害の特性に応じた必要な支援を受けられるよう、取り組んでまいります。

(障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

12. オストメイトに係る以下の事項についてご検討いただきたい。

- ① オストメイトの高齢化に伴い、介護職員によるストーマケアの実施の要望が増大していることを踏まえ、介護職員への研修科目として、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会（JSSCR）策定のカリキュラムを、国の定める研修科目として追加し、本研修が都道府県により実施されるようにしていただきたい。

※現在、ストーマ装具交換に係る介護職員の研修については、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会（JSSCR）が作成した研修カリキュラム（介護サービス担当者のためのストーマケア講習会学習目標）に従い、同学会会員（皮膚・排泄ケア認定看護師）による研修が行われている。

(回答)

1. 介護職員等が基礎的な介護知識・技術を習得するための研修については、地域医療介護総合確保基金において、都道府県等が研修経費として活用可能なメニューを位置づけており、これを活用してストーマに関する研修を実施することも可能となっております。
2. また、介護職員初任者研修のカリキュラムにおいては、介護技術や知識を習得する科目として「こころとからだのしくみと生活支援技術」を設け、排泄介助も含めて学習することとしており、当該科目の中でストーマケアについて講義や演習により学習することが可能と考えています。
3. なお、介護職員初任者研修は各都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関が実施しており、具体的な研修内容については、国が定める科目等を踏まえた上で地域の実情に応じ、実施主体が決定しています。

(老健局振興課)

12. ② 日常生活用具給付等事業により給付されているストーマ装具及び関連用品については、実施主体が給付の対象品目等を含めた具体的な事業の実施を定めることになっているが、本人に適切かつ必要な給付が行われることが肝要であることから、回腸人工肛門造設者（イレオストーマ）のストーマ装具交付基準額について、人工膀胱造設者と同等の基準額に増額していただきたい。

（回答）

1. 「日常生活用具給付等事業」により給付されているストーマ装具及び関連用品に関し、「日常生活用具給付等事業」は地域生活支援事業に定めた事業であり、実施主体である各市町村が、地域の特性や利用者の状況により、柔軟に実施する制度となっています。  
このため、給付の対象品目や基準額など具体的な事業の実施方法は、各市町村において定めて頂くことになっています。
2. 厚生労働省といたしましては、今後とも、関係団体とも連携しながら給付の実態把握に努めるとともに、各市町村において、地域の実情に応じた必要な給付が適切に行われるよう、全国会議の場などを通じて、周知徹底に努めてまいります。  
(障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

13. 中途失聴者・難聴者に係る以下の事項についてご検討いただきたい。

① 聴覚障害者の生活実態に鑑み、身体障害者福祉法の聴覚障害認定基準を国際的なレベルに変更していただきたい。

（回答）

1. 身体障害者福祉法においては、
  - ① 身体機能に一定以上の障害が存在し、かつ
  - ② その障害が永続しているという基本的考え方に基づき、身体障害認定を行っているところです。
2. また、身体障害の認定基準については、視覚障害、肢体不自由等の種別間のバランスを維持しながら、医学等の専門的見地から審議された結果に基づき定められています。
3. 聴覚障害の認定基準についても、上記の考え方に基づき、身体障害者福祉法において、

- ① 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70 デシベル以上のもの
- ② 一耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの
- ③ 両耳による普通話声の語音明瞭度が 50 パーセント以下のものと定められていますが、軽度・中等度の難聴の方については、現在、認定基準の対象となっておらず、ご指摘のような課題があることは伺っており、一般的に認定基準の見直しを行う場合には、
  - ① 医学的な知見
  - ② 障害間の全体的なバランス
  - ③ 関連施策への影響などの観点を考慮しながら、慎重に検討する必要があると考えています。  
(障害保健福祉部企画課)

13. ② 放送・通信、就労、教育、司法、選挙、交通、防犯、文化・スポーツ等社会のあらゆる分野における中途失聴者・難聴者に対する情報保障、コミュニケーション支援を促進していただきたい。  
※ 各種補聴援助システム機器の整備、光・振動等信号装置、字幕とリアルタイム文字の表示、要約筆記などの意思疎通支援、電話リレーサービス、遠隔通訳など必要な場における適切な対応が図れる合理的な配慮。また、公共交通機関の運行情報や公共施設における文字表出や補聴環境、教育の場での情報保障、娯楽施設、文化施設での文字による情報提供と補聴援助システムの整備や設置等

(回答)

1. 中途失聴者及び難聴者に対する情報保障、コミュニケーション支援について、厚生労働省では、地方自治体が地域の実情や障害者のニーズに応じて実施する地域生活支援事業において、要約筆記者や手話通訳者の養成・派遣事業を実施する等、制度の充実に取り組んでおります。
2. 平成 30 年度は、聴覚に障害のある方が一人で電話を掛けられるよう、手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置する電話リレーサービスの提供体制を充実することといたしました。
3. 今後とも、関係する皆様のご意見を十分にお伺いしながら、対策を検討してまいります。

(障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

13. ③ 内耳装用や耳穴形の装用も QOL の向上が求められることから、本人の希望する補聴器の交付と、補聴援助システムの新規交付事業を創設いただきたい。

(回答)

1. 耳穴型の補聴器については、例えば、耳介の欠損や変形、皮膚炎等が著しく耳かけ型の使用が困難な方や、職業上等の理由により耳かけ型が使用できない方等の、ポケット型及び耳かけ型の補聴器の使用が困難で真に必要な方へ支給できることとしています。

2. 更問「内耳装用」が「両耳装用」のことであるならば、

○ 両耳装用については、障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認められた場合は、更生相談所による医学的判定を踏まえ、必要に応じて支給できることとしています。

3. 更問「内耳装用」が「人工内耳」のことであれば、

○ また、人工内耳そのものに対する支援は実施していませんが、人工内耳の場合の FM 補聴システムについては、補聴器と同様、個々の障害の状況、生活環境、就学・就労等の状況により、真に必要なと判断される場合には、市町村が特例補装具費として支給できることとしています。

○ このため、補聴器や人工内耳の機能を補う FM 補聴システムについては、現在も市町村が給付できる仕組みとなっていますが、個々の障害の状況等により市町村が給付の必要性を判断することとなっています。

(障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

13. ④ 人工内耳体外機器更新、電池購入の公費補助を求めます。

(回答)

1. 障害者総合支援法では、障害者等が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や就労場面における能率の向上を図ること等を目的に、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具として補聴器等を補装具として支給しています。

2. 一方、人工内耳の植込術を行った場合の費用及び人工内耳用材料が破損した場合における交換に係る費用については、人工内耳用音声信号処理装置等の外部機器を含め診療報酬で算定できるものとしています。

3. 電池交換に係る負担等、日常生活上のコストについては、医療においても福祉においても必要な支援を適切に実施する観点から、制度の対象とすることは難しいと考えております。

(障害保健福祉部企画課自立支援振興室／保険局医療課)

13. ⑤ 聴覚補償の推進を医療、福祉の両面から制度化し、医療、福祉、就労、教育など総合的な支援が受けられるセンター（きこえの健康支援センター）を実現いただきたい。

(回答)

1. 現在、厚生労働省では、中途失聴や難聴の方の「きこえ」を支援するため、
  - ・ 人工内耳植込術の保険適用や補聴器の給付を通じた医療・福祉サービスの提供
  - ・ 要約筆記者や手話通訳者の養成・派遣
  - ・ 磁気ループ補聴システムの開発支援といった取組を行っています。
2. さらに、昨年から難聴に関する横断的な省内連絡会議を開催し、難聴の方への更なる支援の充実や普及啓発について検討を行っています。  
まずは、こうした取組により、中途失聴や難聴の方への支援を進めてまいります。  
(障害保健福祉部企画課／障害保健福祉部企画課自立支援振興室／保険局医療課)

13. ⑥ 昭和 50 年に制定された「耳マーク」のより一層の普及促進を図っていただきたい。

(回答)

1. 厚生労働省では「耳マーク」を含む障害に関するマークを自治体で普及促進する取組について、財政支援を行っています。

(障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

13. ⑦ 要約筆記者派遣事業における、都道府県、市町村間を超えた派遣事業を実施していただきたい。

(回答)

1. 障害者総合支援法に基づき、要約筆記者等の「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業」を地域生活支援事業の都道府県の必須事業として位置づけております。
2. 引き続き、都道府県に対する事業の適切な実施について周知を進めるなど、聴覚に障害のある方に対する意思疎通支援や情報保障の充実に努めてまいります。  
(障害保健福祉部企画課自立支援振興室)

13. ⑧ 中途失聴者に対する自立訓練等について情報や訓練機関がないことから、適切な支援（情報機器の使い方やコミュニケーション方法、聴覚の残存機能活用訓練等）が受けられるような取り組みを構築していただきたい。

(回答)

1. 中途失聴者に対する自立訓練は、これまで身体障害者を対象にした機能訓練として実施していましたが、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、訓練対象者の見直しを行い、生活訓練としても実施することが可能となりました。
2. 生活訓練の事業所数は、機能訓練の事業所数よりも多く、また、生活訓練は看護職員や理学療法士等の配置を要しないため、機能訓練よりも事業を行いやすいという意見もあることから、今後は、身近な事業所で中途失聴者への訓練が行われやすくなると考えています。

(参考) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の状況等

	利用者数	事業所数	主な人員配置
自立訓練 (機能訓練)	2,300 人	179 カ所	看護職員（1人以上（1人は常勤）） 理学療法士又は作業療法士（1人以上） 生活支援員（1人以上（1人は常勤）） ※合計で6：1以上
自立訓練 (生活訓練)	12,296 人	1,166 カ所	生活支援員 6：1以上（1人は常勤）

【出典】平成 30 年 2 月サービス提供分（国民健康保険団体連合会データ）  
(障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)



13. ⑨ 中途視覚障害者にとって白杖による歩行訓練や日常生活動作訓練等の適切なリハビリテーションが求められているが、十分になされていない場合も多い。中途視覚障害者を対象とする自立訓練事業等が多くの地域でも実施できるようにしていただきたい。

(回答)

1. 中途視覚障害者に対する自立訓練は、これまで身体障害者を対象にした機能訓練として実施していましたが、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、訓練対象者の見直しを行い、生活訓練としても実施することが可能となりました
2. また、生活訓練においても、機能訓練と同様に、歩行訓練士等による訓練が実施できるよう、基本報酬の見直しも行っています。
3. 生活訓練の事業所数は、機能訓練の事業所数よりも多く、また、生活訓練は看護職員や理学療法士等の配置を要しないため、機能訓練よりも事業を行いやすいという意見もあることから、今後は、身近な事業所で中途視覚障害者への訓練が行われやすくなると考えています。

(参考) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の状況等

	利用者数	事業所数	主な人員配置
自立訓練 (機能訓練)	2,300 人	179 カ所	看護職員（1人以上（1人は常勤）） 理学療法士又は作業療法士（1人以上） 生活支援員（1人以上（1人は常勤）） ※合計で6：1以上
自立訓練 (生活訓練)	12,296 人	1,166 カ所	生活支援員 6：1以上（1人は常勤）

【出典】平成 30 年 2 月サービス提供分（国民健康保険団体連合会データ）

(障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)

# 内閣府

1. 障害者差別解消法が施行して 2 年が経過したなかで、以下の事項に関しご検討いただきたい。

- ① 努力義務となっている民間事業者の合理的配慮の提供については、一日も早く義務化していただきたい。
- ② 法律の趣旨や理念がさらに国民に浸透するよう周知啓発に努めるとともに、相談・紛争の防止等に向けた一層の体制整備については国の責務として最大限の努力をしていただきたい。
- ③ 地域における合理的配慮の提供については、格差が生じないよう経費等に係る資金補助等を含め、検討いただきたい。
- ④ 障害者差別解消法の普及啓発についてさらに進めていただくとともに、合理的配慮の提供事例について広く国民に周知していただきたい。
- ⑤ オストメイトは外見から障害者であることが分かりづらいことから差別的な行為を受ける実態があることから、障害及び障害者に対する理解が促進されるよう、国や地方公共団体で障害者差別解消法を進めるにあたっては、オストメイトの具体的な差別や合理的配慮の事例を積み重ねた検討を行っていただきたい。

(再掲：厚労省－1.)

2. 共生社会をめざす上で、青年層や社会人等を対象とした合理的配慮や環境整備等を学ぶ機会が必要であると考えます。研修を実施の鍵となるのが障害当事者の参画と考えることから、研修の企画・実施に係わる人材育成が推進されるよう支援を行っていただきたい。

(回答)

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会を実現するためには、障害者差別解消法の趣旨や理念について、国民に幅広く理解を深めていただくことが重要であり、同法に基づく基本方針を踏まえ、内閣府を中心に、関係省庁、地方公共団体、事業者、障害者団体等の多様な主体との連携による各般の啓発活動にしっかりと取り組んでまいります。

また、障害者差別解消法第 17 条に基づく障害者差別解消支援地域協議会（以下「地域協議会」）を設置することにより、その地域の関係機関による相談事例等に係る情報の共有・協議等が図られ、各自の役割に応じた事案解決のための取組や類似事案の発生防止等を行うネットワークが構築されるとともに、障害者や事業者からの相談への迅速かつ適切な対応や紛争解決に向けた対応力の向上等が期待されます。このため、内閣府が策定した「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の周知を図るなどの取組を通じて、地域協議会の更なる設置や円滑な運営を引き続き促進してまいります。

なお、合理的配慮の提供に係る経費等に対する国庫補助金を設けることは予定しておりませんが、内閣府では、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供や

環境の整備に関する事例を収集し、障害種別や生活場面別に整理した上で、「合理的配慮の提供等事例集」として取りまとめ、内閣府ホームページに掲載しているほか、関係省庁、地方公共団体、障害者団体に幅広く提供しています。障害者差別の解消に向けた取組の裾野がさらに広がるよう、今後とも、オストメイトに関する事例を含め、優れた事例の収集・整理や水平展開に取り組んでまいります。

こうした各種の啓発活動や事例の水平展開と相まって、それぞれの地域で設置された地域協議会を中心に、当該地域における研修や人材育成等が進められることが期待されており、内閣府においても、ガイドラインの周知等を通じてこうした取組を後押ししてまいります。

障害者差別解消法については、その実施状況等をしっかりと把握した上で、今後講じていくべき必要な措置も含めた課題について見極めてまいります。

3. 平成 29 年 7 月に J I S 登録されたヘルプマークについては、地方公共団体や民間事業者において、全国的な広がりを見ていることから、外見から分からない障害を含め、障害理解に貢献できるツールと考える。そのため、さらに広く社会に理解浸透されるよう、国が率先して啓発活動を行っていただきたい。

(回答)

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、周囲からの援助や配慮が必要である方々が、そのことを周囲に知らせることができるよう、東京都が作成しているものと承知しており、障害者等への理解や配慮を促進する上でも、大変意義があるものと考えています。

政府においては、このヘルプマークを、経済産業省が昨年 7 月、JIS（日本工業規格）に採用し、国としての統一的な規格決定を行ったところであり、これにより、ヘルプマークについての国民の理解が進み、全国的に普及していくことが期待されます。

ヘルプマークの普及啓発等については、各省庁がそれぞれの所掌に基づき必要な取組を進めているものと思われませんが、内閣府においても、昨年 7 月より内閣府ホームページへの掲載を行い、広く国民への広報周知を図るとともに、本年版の「障害者白書」にも、障害者に関するマークの一例として掲載を予定するなど、取組を進めているところです。

今後、2020年に予定される東京オリンピック・パラリンピックも見据え、周囲に援助や配慮を求める多くの方々への理解や配慮が一層進むよう、各省庁とも連携・協力し、引き続き必要な普及啓発等を図ってまいります。

4. 手話は言語であることが障害者基本法で規定されて以降、現在、手話言語条例の制定が全国的な広がりをみせており、聴覚障害者等に対する情報アクセシビリティと意思疎通の保障が図られるためにも、手話言語法を制定していただきたい。

(再掲：厚労省－3.、文科省－2.)

(回答)

障害者基本法第3条では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」ことを旨とすると規定されています。さらに同法第22条において、情報の利用におけるバリアフリー化等について必要な施策を講じることとされています。

本年3月に策定した障害者基本計画（第4次）では、計画の基本原則において、手話を含む言語その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保を図ることを旨として障害者施策を実施することを掲げるとともに、各分野に共通する横断的視点の一つとして「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」を掲げています。

これらを受け、同計画における分野別施策の一つに「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」の項目を設け、障害者が必要な情報に円滑にアクセスしたり、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、手話に関する施策を含め、障害者への情報提供の充実、意思疎通支援の充実、行政情報のアクセシビリティの向上等の多岐にわたる様々な施策を盛り込んだところです。

また、障害者差別解消法の基本方針並びに各省庁が策定した対応要領及び対応指針においても、合理的配慮の一例として、筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を盛り込んでいます。

今後とも、手話に関する施策を含め、政府全体で障害者基本計画（第4次）に基づく施策を着実に実施するとともに、内閣府においても、手話に関する取組を含め、障害者差別解消法における合理的配慮等の具体例の収集・整理を行い、関係機関に広く提供するなどの取組を進めてまいります。

5. 防災減災対策については、過去の大規模災害の教訓をもとに、地域の状況を踏まえて検討することが肝要であることから、以下について取り組んでいただきたい。

① 国や地方公共団体における防災減災対策に係る会議に障害者団体等の参加を義務づけ、多様なニーズに対応できる体制を確立していただきたい。

(回答)

1. 地域の防災力向上を図るためには、障害者等の要配慮者の方々に配慮した地域防

災計画の作成など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施が重要と考えています。

2. このため、防災基本計画では、障害者や女性、高齢者といった方々について、「地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程や防災の現場への参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある」旨定めているところです。
3. 障害者の方々に、防災会議、自主防災組織など地域における防災に関する会議や地域防災計画の作成に参画いただくことは、地域の防災体制の充実を図っていく上で重要と考えており、関係省庁や都道府県と連携し、引き続き推進してまいります。

5. ② 地域の障害者の意見を反映した福祉避難所の設置・運営体制の早期整備を図っていただきたい。

(回答)

1. 福祉避難所については、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が避難所での生活において、特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状況に応じて安心して生活ができる体制を整備するものです。
2. 平成28年10月1日現在で内閣府が行った全国調査では、回答があった1,719市町村の福祉避難所の数は20,185施設であり、約9割の1,572市町村において確保していることを把握したところです。
3. いずれにしても、福祉避難所の設置・運営体制をどうするかについては、具体的には、市町村において判断されるものですが、内閣府としても、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を踏まえ、地域の実情に応じて、市町村を中心として平時からの取組を進めるよう、様々な機会を通じて、促しています。

5. ③ 災害で被災した障害者が直面した困難な事例を収集、分析し、今後の防災基本計画や障害者基本計画に反映していただきたい。

(回答)

1. 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループにおいて、障害者の方々の直面した困難な事例を御紹介いただき、報告書が作成されました。
2. 報告書を踏まえ、避難行動要支援者名簿に関するパンフレットを作成する等、内閣府においては、障害者の方々の意見を反映した、防災減災対策を進めているところです。
3. また、防災基本計画においても、障害者の方を含めた多様なニーズへの適切な対応を基本理念に位置づけることをはじめ、各段階において対応すべき事項を位置づけております。さらに、障害者基本計画(第4次)においても、災害発生時における障害特性に配慮した支援等を基本的考え方として掲げるとともに、障害者等の参画を得た災害に強い地域づくりの推進等の様々な施策を盛り込んでいるところです。
4. 今後とも、防災基本計画の修正や障害者基本計画の策定に当たっては、関係省庁の意見や施策の進捗等を踏まえ、適切に対応してまいります。

5. ④ 仮設住宅のバリアフリー化は、遅々として進んでいない状況がみられます。現行の仮設住宅の基準の実態と問題点を明確にし、不安なく避難生活ができるよう環境を整えていただきたい

(回答)

1. 災害時の応急的な住まいにおいても、高齢者や障害者への配慮が必要であり、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進することは重要な取組の一つと認識しております。
2. 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に当たっては、
  - (1) 通常の応急仮設住宅にあっても、バリアフリー仕様となるようできる限り配慮すべきこととしているほか、
  - (2) 段差解消のためのスロープや生活援助員室を設置するなど、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を利用させる施設(福祉仮設住

宅)を応急仮設住宅として設置することも可能としているところです

3. さらに、内閣府においても災害救助法の事務取扱要領において、応急仮設住宅への入居決定に当たっては、高齢者・障害者等を優先すべきなど、障害者の方々に配慮する旨を周知しているところです。
4. 今後とも、都道府県等において地元住民や障害者の方々のニーズを的確に把握し、災害時の住まいの確保が図られるよう、担当者の全国会議等を通じ、バリアフリー対応の事例の共有を図るなど周知してまいります

5. ⑤ 避難所での避難生活は、被災したショックを抱えたなかでの生活になることに加え、障害特性により避難所の環境に耐えられないケースについては、障害特性に沿った合理的配慮（例えば、居場所の確保、車いすでも利用可能なトイレの設置、音声・文字等による情報コミュニケーション保障等）を確認し、丁寧な対応（提供）を行っていただきたい。

(回答)

1. 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」には、物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害児用トイレ、スロープ等の仮設に努めること等を記載しています。
2. なお、避難所のスペース、支援物資等に限られた状況においては、避難者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障害の種類・程度に加え、性別、環境が変わったことによる健康状況や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応することが望ましいと考えています。
3. いずれにしても、避難所をどうするかについては、具体的には、市町村において判断されるものですが、内閣府としても、取組指針を踏まえ、地域の実情に応じて、市町村を中心として平時からの取組を進めるよう、様々な機会を通じて、促しています。



5. ⑥ 避難行動要支援者名簿の作成及び活用については、支援を必要とする方が取り残されることのないよう、実態を把握し、地域間の格差が生じさせないでいただきたい。

(回答)

1. 避難行動要支援者名簿の作成及び活用（利用）については、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により規定され、平成 26 年 4 月に施行されたところです。  
この法改正を受け、内閣府においては、市町村が行う事務の一助となるよう留意事項等を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を作成し、周知を図っています。
2. 名簿の作成に当たっては、市町村が把握している避難行動要支援者に係る情報を集約することはもとより、市町村以外の者に対してもその情報の提供を求めることができるかとされています。  
また、名簿の活用（利用）に当たっては、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難支援等関係者へ事前に提供しておくほか、避難行動支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者ごとに個別の避難計画（個別計画）を策定するよう促しているところです。
3. 今後も、避難行動要支援者を適切に把握し、地域間の格差が生じないよう、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保に向けて、市町村に周知を徹底するよう取り組んでまいります。

5. ⑦ 防災訓練の重要性に鑑み、当事者参加を基本に、障害特性に配慮し、誰もが同じように参加できる仕組みと体制を構築してください。

(回答)

1. 防災訓練については、毎年度、国や地方公共団体等が防災訓練を実施する際の基本方針、留意事項等を記載した「総合防災訓練大綱」を中央防災会議において決定しています。
2. 同大綱では、既往の災害から得られた多くの防災対策に関する課題への対応等を踏まえ、「地域の実情に応じた訓練」や「要配慮者本人や要配慮者利用施設の管理者等の参加を得た訓練」を明記し、地方公共団体等に対し実施を促しているところです。
3. 引き続き、同大綱のとりまとめにあたっては、災害対応により得られる教訓や社会状況等を反映し、要配慮者等の参加を得た実効性のある防災訓練が実施されるよう努めてまいります。

# 内閣官房

1. ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の施策の実効性を担保し、ユニバーサルデザインの街づくりと心のバリアフリーが都市部だけでなく地方部への波及効果が生み出されるよう進めていただきたい。

(回答)

ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議（本年 1 月に開催）によるフォローアップ等により、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画における『地域における取組』をはじめとした取組が地方部でもきちんと推進されるよう今後とも取り組んでまいります。

また、地域主導の共生社会に向けたきめ細かい取組を加速するため、2017 年 11 月に「共生社会ホストタウン」制度を立ち上げました。パラリンピアンとの交流をきっかけに、地方部におけるユニバーサルデザインの取組を進めてまいります。

2. 共生社会をめざす上で、青年層や社会人等を対象とした合理的配慮や環境整備等を学ぶ機会が必要であると考えます。研修を実施の鍵となるのが障害当事者の参画と考えることから、研修の企画・実施に係わる人材育成が推進されるよう支援を行っていただきたい。

(回答)

内閣官房オリパラ事務局においては、人事院公務員研修所と連携し、日本身体障害者団体連合会を始めとする障害者団体ご協力の元、障害当事者が講師等として参画する「心のバリアフリー」研修を昨年度より行っております。この研修での経験を元に、講師等を務めていただいた障害当事者の皆様には他の機会においても研修の企画・実施を担っていただければと考えております。

また、障害者など異なる条件を持つ多様な人々とコミュニケーションをとる際に、知っておきたい知識や心の持ち方を、分かりやすく学ぶことができるアニメーション教材を昨年度作成し、ホームページで公開しております。さらに、この教材を集合研修においても活用いただけるよう、講師用シナリオ（案）もホームページに公開しております。

# 国土交通省

1. 有料道路の障害者割引制度に関し、以下について見直しの検討をしていただきたい。
- ① 障害者が利用する貸し切りバス等において、有料道路の割引が適用されていないことから、障害者の社会参加を目的とした活動に制限をくわえざるを得ない状況が生じることがある。障害者の社会参加の促進からも、現在生じている問題を是正していただきたい。
  - ② 割引制度が受けられる要件が車両登録であることから、運転免許を取得していない重度障害者が移動する場合や、他の車両を運転する場合等において制度を利用することができない。車両が特定されることで日常生活の行動範囲が制限されたり、他の人に比べ経済的な負担が生じないよう、例えば障害者手帳の提示といった方法に見直していただきたい。
  - ③ 公共交通機関の便が悪い地域では、自家用車として、通院や買い物などの生活の足として軽トラックを利用しているところが少なくない。現行制度では、有料道路の割引対象に軽トラックが含まれていないため、自家用車の利用であるにも関わらず、制度をうけることができない。現状に鑑み、軽トラックも対象としていただきたい。

(回答)

- 有料道路における障害者割引制度は、通勤・通学・通院等の日常生活において自家用車を利用している障害者の方の社会的自立を支援するために、全国の高速道路会社等が申合せの上で行っているものです。
- 高速道路料金については、緊急経済対策による料金割引の財源が平成25年度末で終了したため、やむを得ず、26年4月から料金割引を縮小しているところですが、他方、障害者割引制度については、従来通り50%割引を継続しております。
- 高速道路会社等においては、目的に沿った割引を実施するため、障害者の方が自立した日常生活を営む上で、必要と考えられる利用を対象とし、障害者1人につき1台について、障害者本人又はその親族等が所有する自家用車であることを、事前に福祉事務所で確認の上ご登録いただき、通行料金を割引しているところです。
- 障害者の方によっては、料金所で障害者手帳を提示することが著しく困難である場合があることや料金所にて利用目的等を確認することが困難であること等を踏まえ、よりご負担の少ない円滑な通行ができるよう、高速道路会社等において、車両を事前登録していただく方法が考えられております。
- また、重度の身体障害者又は重度の知的障害者の方に対しては、当該重度障害者

の方若しくはその親族等が自動車を保有していない場合にあっては、当該重度の障害者の方を継続して日常的に介護している方が所有している自家用車も対象としています。

- このような状況の下、国土交通省としましては、要望があればその都度高速道路会等にその旨を伝えており、引き続き、高速道路会社等に対し、制度の趣旨や利用実態等を踏まえた検討を求めてまいります。

2. JRジパング倶楽部特別会員での新幹線利用については、「のぞみ」や「みずほ」が割引の対象になっていないため、「ひかり」や「こだま」を利用しようとしても、東海道新幹線と山陽新幹線の「ひかり」と「こだま」には直通運転がなく乗り換えに支障があったり、「ひかり」の運行本数が削減したことで利便性を損なわれている。公共交通機関利用者の利便性と公平性の観点からも、すべての新幹線をJRジパング倶楽部特別会員の割引対象車両とするよう鉄道事業者へ強く指導いただき、一日も早く、問題解消を図っていただきたい。
3. 第1種、第2種の障害者が単独で利用する場合で、割引（50%）が適用されるのは、片道の営業キロが100キロを超える場合に限定されているが、日常生活における障害者の自立と社会参加を推進する観点からも、障害者が単独で利用する場合の割引対象を、片道100キロメートル以内の区間にしていただきたい。

（回答）

- JRが提供する「ジパング倶楽部」については、鉄道事業者の営業施策により需要喚起等を目的とする企画商品であり、その設定・変更については、鉄道事業者の自主的な判断に基づき実施されております。
- また、障害者の方に対する運賃割引については、割引による減収を他の利用者の負担によって賄うという鉄道事業者の自主的な判断の中で、理解と協力を求めてきたところです。
- 障害者割引に係る距離制限の緩和等割引制度の拡充について、国土交通省としては、鉄道事業者に対し、ご要望の趣旨を伝えるとともに、理解と協力を求めて参ります。

（鉄道局）

4. JR を利用する場合の障害者割引については、窓口対応、または券売機での小児券購入に限られている。公共交通機関を利用する同じ者として、スムーズに乗車券を購入でき、列車を利用できる環境整備を図っていただきたい。私鉄によっては専用 IC カードによる割引乗車が可能となっている事例もあることから、IC カードによる利用方法を検討いただきたい。

(回答)

- 障害者に対する運賃割引については、各事業者の自主的な判断に基づき実施されておりますが、JR 東日本においては、降車駅の有人改札口で障害者手帳の確認を行うことにより、IC カードの割引を実施しています。一方、他の JR 各社においては、無人駅が多いこと等から、IC カードの割引を実施していないと聞いております。
- IC カードでの障害者に対する運賃割引については、このように、介護者の同伴や障害者本人であることの確認をどのように行うかが課題となっております。
- いずれにしましても、障害をお持ちの方が鉄道をスムーズにご利用頂くという観点からも、IC カードの活用は重要と考えております。
- このため、国土交通省としては、IC カードでの障害者割引の適用が拡大されるよう、他の JR 各社に対し、ご要望の趣旨を伝えるとともに、理解と協力を求めて参ります。

(鉄道局)

5. 電車の開閉ドアボタンについては、視覚障害者にとって、単独で電車の開閉ボタンの位置を確認することが難しく、早朝及び夜間など駅員がいない時間帯や無人駅においてはどうすることもできない。現状を把握いただき、視覚障害者もスムーズに乗降ができるよう、当事者の意見も参考にいただき、改善を図っていただきたい。

(回答)

- 国土交通省においては、視覚障害者など、乗降に際して駅員等の介助が必要な利用者が、駅員のいない時間帯や無人駅を利用する際には、事前に連絡を受けた上、必要な駅員等を確保して対応に当たらせるほか、急遽連絡を受けた場合でもできる限り対応するよう、鉄道事業者に対して指導を行っているところです。

- 国土交通省では、引き続き、利用者利便の維持・向上を図るよう求めてまいります。

6. エスカレーターの利用に際しては、殆どの地域で片側空けが当たり前となっていることから、片麻痺の人や支援等を必要とする人たち等が、周囲の理解不足から嫌な思いをしたり、不便を感じたりしているばかりか、場合によっては大きな事故につながる危険性がある。エスカレーター利用の啓発については、JR東日本などではポスターで周知啓発を行っていただいているところだが、あまり効果がみえない現状であることから、鉄道事業者と行政が連携し、エスカレーターの歩行禁止の推進啓発に取り組んでいただきたい。

(回答)

- 毎年7月下旬から8月の間、全国の鉄道事業者等において、「みんなで手すりにつかまろう」キャンペーンを実施しております。
- 本キャンペーンは、全ての利用者が安心してエスカレーターを利用できるよう、エスカレーターにおける歩行の危険性を訴える内容であり、鉄道駅等にポスターを掲出するほか、車内ディスプレイ等により周知啓発を行うものです。
- 国土交通省としては、引き続き本キャンペーンを後援するなど、鉄道事業者等と連携し、その啓発のために必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

(鉄道局鉄道サービス政策室)

7. 障害者にとって地域で安心して暮らすためには住宅の確保が重要である。そこで、公営住宅の建替えや改修・修繕などに際しては、車いす利用者などが円滑に利用できるように段差解消、ドア幅の拡張、エレベーターの設置などのバリアフリー化を推進していただきたい。

(回答)

- 公営住宅において、障害者等の方々への対応を図るため、居住環境の向上を図ることは重要であると認識しています。



- 公営住宅の建替えや新規整備に当たっては、車いす利用者等が円滑に利用できるよう通行可能な幅員の確保、段差がない構造、エレベーター設置等のバリアフリー仕様を標準※としているところです。

※ 国の参酌基準では「高齢者等配慮対策等級3」を規定しており、これを参酌して各事業主体（地方公共団体）が条例で整備基準を定めている。

- また、既存の公営住宅ストックについても、障害者等の方々の円滑な利用に供するためのエレベーター設置工事等の改善を行う場合、社会資本整備総合交付金等により支援を行っているところです。
- 今後とも、地方公共団体によるこうした公営住宅の整備、改善が円滑に進むよう、地方公共団体を支援してまいります。

（住宅局）

# 文部科学省

1. 障害理解を深める心のバリアフリーの学習については、幼児期からの教育が重要であることから、学習カリキュラムの作成に障害者団体が関わったり、また、直接、学習指導に関わっている教職員を対象に含めた障害理解の学習を行う等の取組を行う等といった心のバリアフリー学習の充実強化を行っていただきたい。

(再掲：厚労省－2.)

(回答)

- 学校教育を通して、子供達が「心のバリアフリー」について学び、多様性を受け入れ、互いに協働する力を身につけることは非常に重要であります。
- このため、障害者への理解を深める教育については、幼児児童生徒の発達の段階に応じて指導することとしており、小学校で平成 32 年度、中学校で平成 33 年度から全面実施される次期学習指導要領においても、障害のある児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けることを規定し、指導の充実を図ることとしています。
- また、小学校では今年度から始まり、中学校では来年度から始まる「特別の教科道徳」においては、「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」など内容の充実を図り、「誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接すること」などについて、指導の充実を図ってまいります。  
合わせて、教科横断的に障害者理解に活用できる書き込み型の教材「心のバリアフリーノート」(仮称)を、障害者団体等のご意見を伺いながら作成することとしています。
- さらに、教員が「心のバリアフリー」を理解することに向けましては、教員養成課程について、平成 29 年 11 月に教育職員免許法施行規則の改正を行い、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の科目を 1 単位以上履修することを義務付けるなどの取組を行っています。
- 引き続き、これらの取組を通じて、学校教育における障害者理解のより一層の推進に努めてまいります。

2. 手話は言語であることが障害者基本法で規定されて以降、現在、手話言語条例の制定が全国的な広がりをみせており、聴覚障害者等に対する情報アクセシビリティと意思疎通の保障が図られるためにも、手話言語法を制定していただきたい。

(再掲：厚労省－3.、内閣府－4.)

(回答)

- 手話言語法の制定は、手話を言語として規定し、手話の習得や教育、通信、政治参加、司法、労働等における手話の使用に係る環境整備など、施策の総合的な推進を図ることを目的とするものと承知しています。
- 聴覚障害のある児童生徒の教育に当たって、円滑なコミュニケーションを行えるようにすることは重要であり、平成29年に改訂した特別支援学校小学部・中学部学習指導要領においても、「児童生徒の聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や児童生徒同士の話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるように指導方法を工夫すること」としています。
- また、平成30年度予算においては、次期学習指導要領に向けた実践研究のテーマ例として「手話等を活用した『意思の相互伝達』の在り方」を示すとともに、手話等を活用したコミュニケーションに関する教職員の専門性向上を支援するための経費を計上しています。
- 今後とも、聴覚障害のある児童生徒が手話等のコミュニケーション手段を適切に活用できるよう、指導の充実に努めてまいりたいと思います。

3. 防災減災対策については、過去の大規模災害の教訓をもとに、地域の状況を踏まえて検討することが肝要であることから、避難所については学校のバリアフリー化（トイレ、段差解消等）が進んでいることは承知していますが、全国すべての学校のバリアフリー化をめざして進めていただきたい。

(回答)

- 学校施設は、子供たちの学習・生活の場であるのみならず、その多くが災害時の避難所としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化は重要であると考えております。

- このため、文部科学省では、学校施設におけるバリアフリー化の重要性や整備における留意事項等について、従前より各種提言や指針等を取りまとめ通知するとともに、今年4月には、近年の災害からの教訓や地方公共団体の取組を事例集として取りまとめ周知するなど、学校設置者の取組を促しています。
- 更に、新築、改築時はもとより、既存施設の改修時においても、国庫補助制度による財政支援を行うなど、スロープや多目的トイレの設置等のバリアフリー化の推進を図っているところです。
- 今後とも、各種会議や講習会の場で事例集等の普及啓発を図るとともに、事業の採択にあたっては優先的に取り扱い、各地方公共団体の要望を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を進められるよう、しっかりと取り組んでまいります。

警察庁

1. 聴覚障害者対応の110番、119番通報システムが全国的に整備されてきているが、事前登録が必要であったり、通用場所が限られる等さまざまな制約がある。人命に関わる重要な問題であることから、海難事故対応の118番を含め、どこでも、いつでも、誰でもが通報できる全国的なシステムの構築を図っていただきたい。

(回答)

- 障害のある人が警察へアクセスする際の困難を取り除くため、警察では、スマートフォン等を使用して、画像等の音声以外で緊急通報が行える全国一律の「携帯電話用110番サイトシステム」の整備に向けて検討を進めている。